

## 協議事項 1

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和4年2月8日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

[神戸市立学校園における感染確認状況]

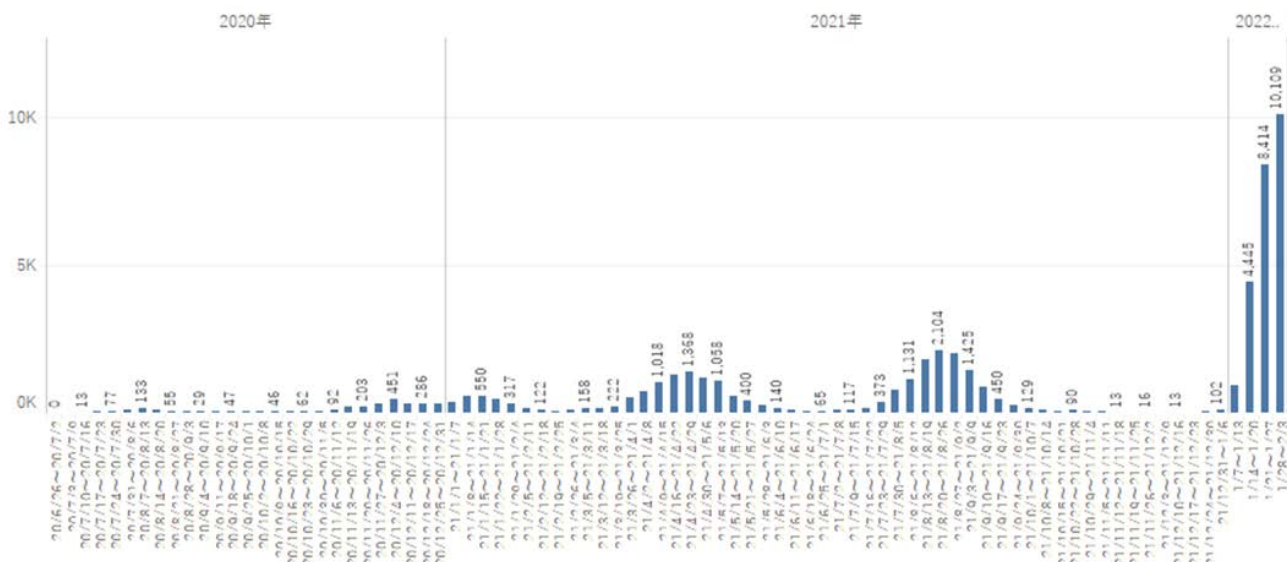
学校園における感染者の推移 (R4.2.3 現在)

(人)

	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	高校・高専	児童生徒計	教職員	総計
令和2年7月		3	3		1	7	1	8
令和2年8月		9	2		2	13	3	16
令和2年9月		24	4			28	5	33
令和2年10月		5	5		1	11	0	11
令和2年11月		19	10			29	1	30
令和2年12月		20	20	1	3	44	6	50
令和3年1月		40	51	1	5	97	7	104
令和3年2月		4	7			11	0	11
令和3年3月		19	6		2	27	4	31
令和3年4月	1	102	78	3	16	200	31	231
令和3年5月		87	62	5	14	168	22	190
令和3年6月		4	2		6	12	2	14
令和3年7月		13	38		6	57	2	59
令和3年8月	4	231	138	10	68	451	30	481
令和3年9月	6	228	128	8	38	408	13	421
令和3年10月	4	29	23	1		57	1	58
令和3年11月		12	3		1	16	0	16
令和3年12月		3				3	1	4
令和4年1月	14	1777	746	29	248	2814	250	3064
令和4年2月	6	517	168	13	45	749	75	824
合計	35	3146	1494	71	456	5202	454	5656
令和2年度累計	0	143	108	2	14	267	27	294
令和3年度累計	35	3003	1386	69	442	4935	427	5362

【参考】神戸市における感染者数の状況

新規感染者数の推移



## 神戸市立学校園の学級閉鎖等の状況および学級閉鎖の取り扱いの変更 (新型コロナウイルス関連)

神戸市立学校園での学級閉鎖等の状況および学級閉鎖の取り扱いの変更をお知らせします。

### 1. 学級閉鎖等の状況（令和4年2月3日現在）

	学級閉鎖	学年閉鎖	臨時休業
幼稚園	2園 2学級	—	—
小学校	74校 170学級	5校 5学年	4校
中学校	34校 46学級	6校 7学年	1校
特別支援学校	3校 7学級	1校 1学年	—
高等学校・高専	4校 9学級	1校 1学年	—
計	117校 234学級	13校 14学年	5校

※学級閉鎖の学級数には、学年閉鎖・臨時休業により閉鎖している学級数を含まない。

※義務教育学校の前期課程は小学校に、後期課程は中学校にそれぞれ含む。（以下同様）

※風評被害を防止する観点から、学校名の公表は差し控えることとします。

### <学校園での児童生徒の受け入れ>

学級閉鎖等の期間中、家庭での見守りが困難であれば、原則として学級閉鎖等の3日目以降にPCR検査等を受検し、陰性が確認された場合、当該校において受け入れを行います。

### 2. 感染不安等で登校園できなかった児童生徒等の人数

	1月11日	1月17日	1月24日	1月31日	在籍数
幼稚園	2名	5名	35名	49名 (3.8%)	1,282名
小学校	443名	657名	954名	1,617名 (2.2%)	73,524名
中学校	41名	88名	240名	980名 (2.9%)	34,131名
特別支援学校	5名	31名	46名	23名 (2.0%)	1,158名
高等学校・高専	13名	10名	82名	121名 (1.7%)	7,004名
計	504名	791名	1,357名	2,790名 (2.4%)	117,099名

※（％）は在籍数に対する割合

### 3. オンラインによる学習支援

学級閉鎖等となった小中学校の児童生徒や感染等により登校していない児童生徒、感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、学習保障や学校とのつながりの確保の観点から、オンラインによる個別面談や朝の会、オンライン授業、授業ライブ配信、デジタルドリル、プリント教材等を組み合わせながら、学習支援に取り組んでいます。

#### 4. 学級閉鎖の取り扱いの変更

「オミクロン株」の急激な拡大により、市立学校園においても多くの学級閉鎖等が生じています。しかしながら、感染防止対策の徹底により、約4分の3の学級において、同一学級内で感染者は生じていない状況です。

以上のことから、学校教育活動への影響や保護者の負担を考慮し、学級閉鎖の取り扱いを変更します。

##### (1) 変更後の取り扱い

同一学級において、以下のいずれかに該当する場合は、原則5日間学級閉鎖とします。(土日祝日も日数に含む。)

- ① 1名の感染者と複数の濃厚接触者が確認された場合
- ② 1名の感染者と周囲に風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ 複数の感染者が確認された場合
- ④ 1人目の感染者が確認されてから原則5日の間に、新たな感染者が確認された場合(学級閉鎖の期間は新たな感染者の最終登校日の翌日から5日間)

##### (2) その他留意事項

- ・感染者が1名の場合には学級閉鎖を行わないが、感染者が確認されてから原則5日間においては、歌唱・合唱や呼気が激しくなる体育活動等の「感染リスクが高い学習活動」の中止や休憩時間におけるマスク着用を徹底する等、特に感染防止対策を徹底します。
- ・本日時点で、すでに学級閉鎖中の学級においては、従前の取り扱いとします。(5日間が経過後解除予定)

令和4年2月4日

保護者の皆様

神戸市教育委員会

## 学級閉鎖等の対応について

新型コロナウイルス感染症の変異株である「オミクロン株」の急激な拡大により、市立学校園においても多くの学級閉鎖等が生じています。(学級閉鎖:117校 234学級、学年閉鎖:13校 14学年、臨時休業:5校〔令和4年2月3日時点〕)

一方で、これまで学級に1名でも感染者が確認された場合には学級閉鎖としてきましたが、感染防止対策の徹底により、約4分の3の学級において、同一学級内で感染者は生じていない状況です。

また、保護者の皆様からも「学校で授業をしてもらいたい」「仕事に行けなくて困る」などの声を多くいただいております。

教育委員会としましては、このような状況を踏まえ、学校教育活動への影響や保護者の皆様のご負担を考慮し、これまで1名でも感染者が確認された場合に行ってきた学級閉鎖について、2月7日(月)より、文部科学省の基準に準じて、同一学級において、1名の感染者と複数の濃厚接触者が確認された場合、又は複数の感染者が確認された場合等に行うこととします。

引き続き学校園での感染拡大を防止しながら、児童生徒等の学びを最大限保障してまいりますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 学級閉鎖について

- ・同一学級において、以下のいずれかに該当する場合に、原則として5日間学級閉鎖とします。(日数には土日祝日を含む)
  - ① 1名の感染者と、複数の濃厚接触者が確認された場合
  - ② 1名の感染者と、周囲に風邪等の症状を有する者が複数いる場合
  - ③ 複数の感染者が確認された場合
  - ④ 1人目の感染者が確認されてから原則5日の間に、新たな感染者が確認された場合(学級閉鎖の期間は新たな感染者の最終登校日の翌日から5日間)
- ・上記に該当しない場合は学級閉鎖を行いませんが、感染者が確認されてから原則5日間においては、歌唱・合唱や呼気が激しくなる体育活動等の「感染リスクが高い学習活動」は中止するなど、特に感染防止対策を徹底します。
- ・本日(2月4日)時点で、すでに学級閉鎖中の学級においては、従前の取り扱いとなりますのでご了承ください。(5日間が経過後解除予定)

※児童生徒等やご家族に基礎疾患がおありになるなど、感染不安等によりやむを得ず登校園できない場合は、学校にご相談ください。オンライン等による学習支援を行います。

## 2. 学年閉鎖・臨時休業について

- これまでと同様に、同一学年の複数学級が学級閉鎖となった場合は学年閉鎖に、複数の学年が学年閉鎖となった場合は臨時休業とすることを原則に総合的に判断します。(期間は学級閉鎖の期間に準じて、学校園と教育委員会の協議により状況に応じて決定)

## 3. オンラインによる学習支援について

- 学級閉鎖等となった小中学校の児童生徒や感染等により登校できない児童生徒、感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、学習保障や学校とのつながりの確保の観点から、オンラインによる個別面談や朝の会、オンライン授業、授業ライブ配信、デジタルドリル、プリント教材等を組み合わせながら学習支援を行います。

[担当] 神戸市教育委員会事務局健康教育課  
電話 984-0199

## 市立学校園の対応について

令和4年1月26日  
神戸市教育委員会

市立学校園においては、感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

### 1. 基本方針

- (1) 感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続する。
- (2) 感染リスクの高い教育活動については、さらなる感染症対策を行う。
- (3) 感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援の実施等により、学びを保障する。

### 2. 感染防止対策の徹底

- (1) こまめな手洗いやマスクの着用、換気を徹底する。
- (2) 児童生徒等も教職員も、毎日の登校園・出勤前の健康観察を徹底する。本人だけでなく、同居の家族に風邪症状がある場合も、登校園・出勤させず、自宅で休養させることを徹底する。
- (3) 給食及び昼食時は、以下の対応を徹底する。
  - ① 食事の前後の手洗いを徹底する。
  - ② 飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。
  - ③ 食事をする時以外は、必ずマスクを着用する。

### 3. 学校活動

#### (1) 学習活動

##### ① 歌唱・合唱

- ・ 歌唱や合唱は、国の通知等を踏まえ、マスクを着用し児童生徒同士の間隔を十分確保すること等感染防止対策を徹底した上で行う。なお、練習時間は短くし、マスク着用により息苦しくなる場合は、児童生徒の体調に十分配慮し活動を中止する。
- ・ 常時換気をし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。

##### ② 体育

- ・ 「児童生徒が密集する運動」、「近距離で接触する運動」は、できる限り屋外で実施し、少人数で行ったり時間や回数を絞る等、指導計画を工夫する。なお、「児童生徒が近距離で組み合う運動」については、当面の間実施しない。
- ・ 屋内で実施する場合は、常時換気をし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。

### ③調理実習

- ・調理実習は、必要最低限履修しなければならない内容に絞ること。又は、翌年度の指導計画も含めた調整を図る。
- ・令和3年度3学期に限り、小学6年生・中学3年生は、履修しなければならない内容においても、実食を控えたり、視聴覚教材等で代替したりすることも検討する。

### (2) オンラインによる学習支援等

- ・児童生徒がやむを得ず登校できない場合には、速やかにオンラインによる学習支援（オンラインによる個別面談・指導、授業ライブ配信、オンライン授業等）を実施し、きめ細やかに学習状況や健康状態の確認を行う。
- ・やむを得ず登校できない児童生徒が、原則、オンライン等による学習支援に参加する等、一定の要件を満たす場合には、「出席」の扱いとする。（神戸市に「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が適用されている期間を対象）

### (3) 学校園行事等

#### ①延期または中止とする行事

- ・修学旅行・野外教育活動・自然学校など泊を伴う行事
- ・授業参観、保育参観、部活動説明会、学校公開など保護者等が来校する行事  
ただし、個別懇談会・三者面談会・進路にかかる懇談会や新入学生説明会等については、分散開催など実施方法を十分に工夫し、感染防止対策を徹底した上で実施する。

#### ②感染防止対策を徹底した上で行うことができる行事

- ・泊を伴わない校外学習  
原則、実施場所は原則市内または隣接市町とする。
- ・運動会、音楽会、発表会等  
感染防止対策を徹底した上で、児童生徒のみで実施する。

### (4) 部活動

#### ①中学校・義務教育学校

- ・原則休止とする（公式戦等及び公式戦等における負傷・事故防止等のための必要最低限の練習活動を除く）。
- ・中体連及び中央競技団体等が主催する公式戦等については、主催者の行う感染防止対策を確認し、その徹底を図る。

#### ②高等学校

- ・平日週4日間、各日2時間程度、土日いずれか1日、3時間程度とする。
- ・対外試合（公式戦等を除く）、合同練習については、不可とする。  
ただし、公式戦等に参加のための練習試合等は可（活動場所は県内に限る）。
- ・合宿は、当面の間、市内外を問わず行わない。
- ・3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式戦等を除き、参加を禁止する。
- ・高体連・高野連・文化関係連盟・中央競技団体が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）等への参加に当たっては、感染防止対策を確認し、その徹底を図る。



#### 4. 心のケア等

- ・新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し心のケア等に配慮する。
- ・学校現場で感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員の精神面の負担を鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

#### 5. 学校施設開放事業

- ・児童生徒の活動については原則休止とする（公式戦等及び公式戦等における負傷・事故防止等のための必要最低限の練習活動は除く）。

#### 6. 教職員の服務及び研修等

##### （1）不要不急の外出の自粛及び20時以降の勤務の抑制

- ・感染拡大防止の観点から、人出の多い場所への外出・移動は極力避ける。
- ・緊急時の対応等を除き、遅くとも20時までに教職員が退勤できるよう、効率的な業務遂行に努める。なお、定時制高等学校及び夜間中学校においては、勤務時間終了後、速やかに退勤するように努める。

##### （2）フレックスタイム制の利用

- ・通勤中の人と人との接触機会の低減を図るため、学校園の運営に支障がない範囲でフレックスタイム制の利用により、積極的に時差出勤を行う。

##### （3）研修等

- ・感染防止対策を徹底した上で集合研修の実施を可とする。

#### 7. 社会教育施設

- ・青少年科学館については、金曜日・土曜日・日曜日・祝日は19時まで、月曜日から木曜日（祝日除く）までは16時半までの開館とする。